

経営者のための学校情報

## 太陽 ASG 拝啓理事長先生

第 202 号 この資料は全部お読みいただいて 2 分 30 秒です。

### 今回のテーマ： 理事の利益相反行為

今回は理事の利益相反行為について検討いたします。

#### 1. 利益相反行為とは

- 一般的に「利益相反行為」とは当事者間で利益が相反する行為のことをいいます。
- 理事の利益相反行為で問題となるのは、学校法人を営む理事が自由に学校法人と個人として、あるいは第三者を代表して契約を結ぶことができるとすれば、その地位を利用しあるいは他の第三者と通じて、学校法人の利益を犠牲にして自己又は第三者の利益を図るおそれがあるという点です。
- そこで取引の安全と公正を図るため、私立学校法では学校法人と理事との利益が相反する事項については、原則として特別代理人の選任を義務づけています。

(利益相反行為)

**私立学校法第 40 条の 4** 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合において、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

- ※特別代理人の選任については文部科学省のホームページ（9.特別代理人選任について）に詳細が載っていますのでぜひご覧ください。

#### 2. 判断基準

ある行為が同法 40 条の 4 に該当するかどうかは、立法趣旨である学校法人の利益保護の観点から実質的に判断します。つまり学校法人に不利益が生じるおそれのある行為はすべて当該規定に含まれるべきだと考えます。逆に、学校法人に不利益が生じるおそれのない行為は当該規定の対象外になります。

<具体例>

- ①「学校法人と宗教法人の代表が同一人物で、土地の売買契約がある場合」

この行為は、学校法人の利益保護が必要となるため同法 40 条の 4 の規定に該当し、特別代理人の選任が必要となります。（いずれかの法人で代表者が 2 名以上のケースは代理人選任不要。）

- ②「学校法人と宗教法人の代表が同一人物で、宗教法人の代表が学校法人に無償贈与する場合」

この行為は、学校法人の利益を害するおそれがないため、特別代理人の選任は必要ありません。

#### お見逃しなく！

「関連当事者との取引」と「理事の利益相反行為」

関連当事者には当該学校法人の役員である理事が含まれます。利益相反行為の有無に係らず取引が時価に比して著しく低い金額等による場合には、原則として第三者間において通常取引として行われる場合の金額等によって重要性を判断し、計算書類に注記することが必要です。

「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）（平成 17 年 5 月 13 日 17 高私参第 1 号）Ⅱ(6)①ウ・③」